

太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置

条文	旧法附則15条第33項	法附則第15条第26項	
特例対象資産	固定価格買取制度の認定を受けて取得された発電設備で、発電出力が10kw以上のもの	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外）	
取得時期	平成24年5月29日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成30年4月1日～令和6年3月31日
特例割合	3分の2		発電電力が1000kw未満のもの3分の2 発電出力が1000kw以上のもの4分の3
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分		
特例適用のための申請書類（写し）	再生可能エネルギー発電設備の認定について（通知）【経済産業省発行】電力事業者と締結している「売電契約書」	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書【一般社団法人環境共創イニシアチブまたは公益財団法人日本環境協会発行】	